

随意契約理由書

1 業 務 名	道路トンネルの非常用設備に関する調査研究業務 (2023年度)
2 業 者 名	一般財団法人 阪神高速 先進技術研究所
3	
<p>本業務は、阪神高速道路のトンネルにかかる更なる安全性向上に資する新技術の開発を目的として、トンネル換気・防災設備に関する基礎研究を実施するものである。また、調査研究や実用化に向けた検証に際しては、学識者・外部有識者及び社員で構成する有識者委員会を組織運営し、技術的課題の抽出及び審議を行い進めていくものである。</p> <p>したがって、本業務を行うにあたっては、</p> <ol style="list-style-type: none">① 阪神高速道路のトンネルに関する防災安全対策及び、技術基準を熟知し、高度な調査研究を実施できること。② トンネル換気・防災に関する学識者・外部有識者を有する委員会を組織運営できること。が求められる。 <p>一般財団法人 阪神高速先進技術研究所は</p> <ol style="list-style-type: none">① 「トンネル火災発生時の新たな安全対策に関する調査研究業務」などを当社から受注し調査研究を実施するなど、阪神高速道路のトンネルに関する防災安全対策を熟知し、技術基準に精通している。② トンネル換気・防災に関する学識者および外部有識者を有する委員会を組織しており、過年度より、阪神高速道路のトンネルにおける防災安全対策を検討・審議するなど、一貫した検討が可能な有識者委員会の組織運営の実績を有している。ことから、本業務を実施するために必要な要件を備えている。 <p>また、本業務と同種業務を過去 10 年間で複数回、当該研究所以外の参加者の有無を確認する公募手続に付したが、参加意思確認書の提出者がいなかったこと等から、現時点において当該研究所が本業務を実施可能な唯一の機関であると認められる。</p> <p>以上より、阪神高速道路株式会社契約規定第 2 条第 2 号の規定により、一般財団法人 阪神高速先進技術研究所と随意契約するものである。</p>	
阪神高速道路株式会社契約規程第 2 条第 2 号の規定による。	